

改正概要説明書

国名：カナダ

法令名：商標規則

改正情報：2018年11月05日最終改正 2018年11月08日施行

改正概要：

1. 商標代理人の定義の追加

・定義規定において、「商標代理人」の定義に「事務所」も追加した(第2条)。

2. 登録官宛ての通信の受領日の明確化

・登録官宛ての通信について、当日に受領されたとみなすのは就業日の執務時間内に通信が到達したことを要する旨を明確化した(第3条(4)(7))。

3. 登録官室の非就業日の明確化

・手続等の期間満了日が登録官室の非就業日である場合には翌就業日まで延期される旨の商標法第66条(1)の適用について、登録官室の非就業日を具体的に列挙して明確化した(第14.1条)。

4. 商標代理人資格試験に関する規定の整備

・商標代理人の資格試験の受験資格について、一定期間商標登録官室の職員を務めた者及びカナダ以外の国で資格を有しカナダでも一定期間商標出願等の実務経験を有する者を追加して整備した(第18条)。

・試験の実施可能回数を緩和するとともに試験実施の告知を官報から公式ウェブサイトに変更し、受験者に対する受験地の通知期間を試験当日の4週間前から2週間前に短縮した(第20条(2)、(3))。

5. 商標代理人の登録に関する規定の整備

・商標代理人登録者名簿に資格試験の合格者を記載する旨の規定において、特定の州で弁護士又は公証人の活動をする有資格者についての規定を廃止した(改正前第21条(b)の削除)。

・商標代理人登録者名簿の記載について、資格要件を具備しなくなった者を削除する旨の規定を追加した(第22条(2))。

改正内容：

・第2条

「商標代理人」の定義について、本規則第21条にいう商標代理人一覧に名称が記入され「事務所」が追加された。

・第3条

登録官宛の通信の受領日について、配達日が受領日となるのは「商標登録官室が公衆に対して開かれている日」(旧第3条では「商標登録官室の就業日」と)、改正された。

・第 14.1 条

商標法に規定されている期間又は期限の満了日が商標登録官室の非就業日の場合の代替日(商標登録官室の翌就業日)を明確に規定した。

・第 18 条

商標代理人の資格試験を受験できる者の資格及び事前の手続を行う期間について改正した。また、旧条の条件「受験を希望する年の 10 月 1 日前にカナダに居住しており、ある州において開業する資格を有する法廷弁護士又は事務弁護士、又はケベック州において開業する資格を有する公証人」が廃止された。

・第 20 条

資格試験に関する規定を以下のとおり改正した。

資格試験は、少なくとも年に 1 回実施する(1)(旧条は「毎年 10 月中に実施」)。
次回の試験の日程等の通知は「カナダ知的所有権庁のウェブサイト」で行う(2)(旧条は「公報」)。

受験希望者による登録官への通知及び書類の提出期限は、第 20 条(2)に規定された通知が交付された日から 2 月以内(第 18 条(b))(旧条は、「当該通知に指定した期間内」)。
試験実施場所の通知は、「試験の初日の少なくとも 2 週間前」に行う(3)(旧条は「試験日として定められた日の少なくとも 4 週間前」)。

・第 21 条

商標代理人として商標代理人一覧に登録される条件として「ある州内で活動する資格を有する法廷弁護士若しくは事務弁護士であるか又はケベック州で開業する資格を有する公証人」の規定が廃止された。

・第 22 条

旧条(2)に規定されていた商標代理人一覧の名称登録更新要件を遵守しなかった者の措置について、当該代理人一覧から削除すると改正された。また、当該代理人一覧への登録要件をもはや満たしていない者の措置(当該代理人一覧から削除)も新設された。